

○狛江市有地及び道路区域の境界確定事務取扱要綱

平成29年3月31日要綱第53号

改正

平成30年3月30日要綱第27号

令和5年8月1日要綱第113号

(目的)

第1条 この要綱は、市有地及び道路区域の境界確定事務処理の手続の明確化を図るとともに、必要な事項を定めることにより、本事務を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 道路区域 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により市長が設置及び管理している道路を構成する敷地のことをいう。
- (2) 市有地の境界確定 市有地と隣接地に係る境界を標示の上、協議し双方合意に基づき所有権の境界を土地境界図に表し、所有権の境界を確定することをいう。
- (3) 道路区域の境界確定 道路区域と隣接地に係る境界を標示の上、協議し双方確認に基づき道路区域の境界を土地境界図に表し、道路区域の境界を確定することをいう。
- (4) 土地境界図 市有地の境界確定のための協議においては、合意した所有権の境界を図面に表したものをいい、道路区域の境界確定のための協議においては、確認した道路区域の境界を図面に表したものをいう。

(市有地及び道路区域の境界確定事務の実施)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市有地及び道路区域の境界確定事務を行うものとする。

- (1) 市有地と隣接する土地所有者から土地境界標示願（第1号様式）により市長に境界確定の申請があった場合
- (2) 道路区域と隣接する土地所有者から道路区域の境界標示願（第2号様式）により市長に道路区域の境界確定の申請があった場合
- (3) その他、市長が必要と認める場合

(申請者の範囲等)

第4条 市有地及び道路区域に係る境界確定事務は、所有地が隣接する（点接を含む。）次に掲げる者からの申請に基づいて行う。

- (1) 市有地又は道路区域に隣接している（点接を含む。）土地所有者
- (2) 申請する土地の土地所有者が法人の場合は、その代表者。法人が解散又は倒産した場合は、その清算人又は破産管財人。官公庁及び特殊法人にあつては、法令、定款、寄付行為等で定める者
- (3) 申請する土地が信託財産登記された信託財産である場合は、原則委託者

及び受託者両者の共同申請。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の共同申請。信託原簿に特別な定めがある場合は、その内容に従った者

- (4) 共有地の場合は、共有者全員。区分所有建物の敷地の場合は、管理組合の規約等に基づいた総会等により定められた者
- (5) 土地所有者が死亡している場合は、法定相続人全員。既に遺産分割協議が終了し相続人が特定されている場合は、その相続人。遺言公正証書、裁判所の審判書、裁判所の調停調書等がある場合は、定められた権利者
- (6) 土地所有者が未成年者の場合は、当該未成年者の親権者。成年被後見人の場合は、成年後見人
- (7) 宗教法人の申請において、申請する土地の現状が境内地若しくは墓地となっている場合又は土地の登記事項証明書若しくは登記簿謄本（抄本）（以下「登記事項証明書等」という。）上の地目が境内地若しくは墓地となっている場合は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に基づく宗教法人の規則で定める者。この場合において、当該規則に別段の定めがない場合は、責任役員の評決により定めた者
- (8) その他、特に市長が認めるもの
（代理人）

第5条 申請者は、申請から合意までに関する一切の権限を代理人に委任することができる。

- 2 前項の規定により、代理人が申請者に代わって申請を行う場合は、委任状（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出する。
（実務取扱者）

第6条 申請者は、土地家屋調査士、測量士、測量士補その他の土地の測量、図面作成等の能力を有する者に境界確定に必要な実務を申請者に代わって行わせることができる。
（申請書の作成）

第7条 市有地又は道路区域に係る境界確定を申請する場合は、第3条に規定する土地境界標示願又は道路区域の境界標示願に次に掲げる書面を各1部添えて市長に申請するものとする。

- (1) 印鑑証明書
- (2) 資格証明書（法人の場合）
- (3) 登記事項証明書等（登記事項証明書等に差押又は裁判所競売開始決定の記載がある場合は、債権者又は申立人の同意書（第4号様式））
- (4) 土地所有者調書（第5号様式）
- (5) 地図（公図）の写し
- (6) 現況実測平面図
- (7) 現地案内図
- (8) その他、市長が必要と認めるもの
（申請の受理）

第8条 市長は、申請者から提出された土地境界標示願又は道路区域の境界標示願の記入事項及び添付書類を審査し、要件を満たしていると認める場合には、申請を受理する。ただし、次に掲げる場合は、受理しない。

- (1) 第4条に規定する要件を欠く場合
- (2) 土地の所有権について係争中の土地に係る場合
- (3) 申請地に隣接する土地所有者が登記事項証明書等において確認できない場合

2 土地境界標示願又は道路区域の境界標示願の受理後、記載事項に変更があった場合は、申請事項変更届（第6号様式）に必要な書類を添えて市長に提出する。

3 前項のうち、申請者に変更があった場合は、土地所有者変更届（第7号様式）に必要な書類を添えて市長に提出する。

（立会い協議）

第9条 市長は、前条第1項の規定により申請を受理した場合には、市有地又は道路区域の境界確定の立会い協議を行う。

（合意書又は確認書の提出）

第10条 前条の規定による立会い協議が成立した場合は、申請者は、必要な書類を添えて土地の境界に関する合意書（第8号様式）又は道路区域の境界に関する確認書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

（土地境界確定通知書又は道路区域の境界確定通知書の交付の決定）

第11条 市長は、申請者から前条の規定による提出があったときは、記入事項及び添付書類を審査し、要件を満たしていると認める場合は、申請者及び関係土地所有者に土地境界確定通知書（第10号様式）又は道路区域の境界確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 申請者は、第7条の規定による申請を取り下げる場合には、土地境界標示願取下届（第12号様式）又は道路区域の境界標示願取下届（第13号様式）を市長に提出する。

（みなし取下げ等）

第13条 市長は、次に掲げる場合には、第7条の規定による申請が取り下げられたものとみなし、土地境界標示願みなし取下決定通知書（第14号様式）又は道路区域の境界標示願みなし取下決定通知書（第15号様式）により申請者に通知する。

(1) 3月を経過しても申請者の責に帰する事由で第9条に規定する立会い協議を行う条件が整わない場合。ただし、申請者から遅延理由等の明示があったときで、正当な理由があると判断した場合は、みなし取下げの決定の延期を認める。

(2) 第9条に規定する立会い協議の完了日から、原則として2月以内に土地の境界に関する合意書又は道路区域の境界に関する確認書の提出がない場合。ただし、申請者から立会い協議の完了日から2月を超える正当な理由及び提

出年月日の明示があった場合は、みなし取下げの決定の延期を認めることができる。

(3) 第7条に規定する申請を受理した後、売買、交換等により所有権が移転した場合。ただし、新しい土地所有者から第8条第3項に規定する土地所有者変更届による手続がなされた場合はこの限りでない。

(4) 第7条に規定する申請を受理した後、次に該当することが判明した場合
ア 市に境界確定の権限がないと判明した場合

イ 申請地が所有権の帰属及び土地の境界について係争中である場合

ウ 申請地に接する土地所有者が、登記事項証明書等において確認できない場合

エ 第4条に規定する申請者の適格要件を満たさないことが判明した場合

(5) 第9条に規定する立会い協議の結果、合意に達しない場合

(土地境界図の閲覧及び謄写)

第14条 市が保有する土地境界図の閲覧及び謄写は、狛江市情報提供の推進に関する規則（平成20年規則第42号）第3条の規定により行う。

(土地境界図等の複写の証明)

第15条 土地境界図の複写の証明書の交付を受けようとするものは、(土地・区域)境界図の複写の証明願（第16号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果適当と認めるときは、申請者に(土地・区域)境界図の複写の証明書（第17号様式）を交付するものとする。

3 申請者は、前項の規定による交付を受けるにあたり、狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）別表第36項に規定する手数料を支払わなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日要綱第27号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和5年8月1日要綱第113号）

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式から第17号様式まで（省略）